

## 取引会員の単独発電機または各リストパターンの取引停止のお知らせ

2024年6月21日  
一般社団法人電力需給調整力取引所

本取引所は、需給調整市場の取引規程 第 41 条にもとづき、下記の単独発電機または各リストパターンにつきまして、本市場における取引停止処分といたしましたのでお知らせいたします。

### 記

処分対象管理 No.	9
取引停止年月日	2024年6月25日
アセスメント不適合発生月	2024年4月
分類	単独発電機
事象	三次調整力②において、1 リソースで1 歴月内にアセスメントⅡの要件不適合が3 回発生
処分内容	当該リソースの三次調整力②の新規取引停止
処分理由	アセスメントⅡにおいて、三次調整力②における当該リソースの1 歴月内の不適合回数が3 回以上であったため。

処分対象管理 No.	10
取引停止年月日	2024年6月25日
アセスメント不適合発生月	2024年4月
分類	単独発電機
事象	三次調整力②において、1リソースで1暦月内にアセスメントⅡの要件不適合が15回発生
処分内容	当該リソースの三次調整力②の新規取引停止
処分理由	アセスメントⅡにおいて、三次調整力②における当該リソースの1暦月内の不適合回数が3回以上であったため。

処分対象管理 No.	11
取引停止年月日	2024年6月25日
アセスメント不適合発生月	2024年4月
分類	単独発電機
事象	三次調整力②において、1リソースで1暦月内にアセスメントⅡの要件不適合が3回発生
処分内容	当該リソースの三次調整力②の新規取引停止
処分理由	アセスメントⅡにおいて、三次調整力②における当該リソースの1暦月内の不適合回数が3回以上であったため。

以上